



豊中市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画の報告について

令和8年(2026年)2月10日
教 職 員 課

「業務量管理・健康確保措置実施計画」策定にかかる背景

令和7年6月18日に教員の処遇改善のため「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布された。

(改正給特法趣旨：学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立
教職員の魅力を向上させ、教師に優れた人材を確保する
学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのよりよい教育の実現)

【改正内容】

① 教師の処遇の改善

1. 高度専門職にふさわしい処遇の実現（令和8年1月1日施行）
教職調整額の基準となる額を給料月額4%から10%に段階的に引き上げる。
2. 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現（令和8年1月1日施行）
義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給する。学級担任に手当を加算する。

② 組織的な学校運営及び指導の促進

1. 主務教諭の創設（令和8年4月1日施行※大阪府は令和9年4月1日より実施予定）
主務教諭は、児童等の教育をつかさどり、教職員間の総合的な調整を担う。

③ 学校における働き方改革の一層の推進

1. 教育委員会における実施の確保のための措置（令和8年4月1日施行）
教育委員会に対し、「教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画」の策定、公表を義務付ける。
計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
2. 学校における実施の確保のための措置（令和8年4月1日施行）
学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。
学校運営協議会の承認を得る「基本的な方針」に業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

「豊中市立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」

1. はじめに

教職員の働き方を改革し、資質・能力の向上を図る時間を確保し、教師でなければならぬ仕事に注力できるようにすることで、教育の質を向上させるために、本実施計画を策定する。

2. 本市における現状

市立学校全体での時間外在校等時間が減少傾向にあり、小学校においては月平均30時間を下回っているが、中学校では月平均45時間以上の者も多く、解消が求められている。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※令和11年度から第3期教育振興計画の策定に合わせ、令和10年度中に目標や取組内容等の見直しを行う。

4. 目標

(1) 教育職員の時間外在校等時間に関する目標

※ () は令和6年度の実績、管理職除く教育職員

【小学校・義務教育学校（前期課程）】

- ①1ヵ月の時間外在校等時間が45H以下の職員の割合 **100%** (83.9%)
- ②1年間の時間外在校等時間が360H超の職員の割合 **30%以下** (35.7%)
(参考：年平均321h48m)

【中学校・義務教育学校（後期課程）】

- ①1ヵ月時間外在校等時間が45H以下の職員の割合 **100%** (69.1%)
- ②1年間の時間外在校等時間 **年平均360H以内** (年平均435h48m)

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標

【全校共通】

※ () は令和6年度の実績、全教職員

- ①年次有給休暇が年間10日以上 of 職員の割合 **100%**
(小：89.2% 中：86.8%)
- ②ストレスチェック受検率 **90%以上** (74.2%)

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 事務負担軽減に関する取組み

- ・学校書類の電子化による集約管理
- ・事務の分担の整理、精査
- ・デジタル技術による負担軽減

(2) 部活動に関する取組み

- ・指導員等負担軽減措置の実施
- ・地域展開の実施に向けた検討

(3) 保護者等とのより良好な信頼関係構築に関する取組み

- ・保護者向けの啓発活動、職員向け研修
- ・録音機能付き電話、文字起こし・要約システムの導入
- ・フォロー体制の整備
- ・保護者等とのより良好な関係構築に関する指針の策定

(4) 伴走型事業（指導主事派遣）

- ・指導主事による校長に対するヒアリング、学校訪問
- ・業務改善提案、支援、管理
- ・指導主事向け研修・マニュアルの制定

(5) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組み

- ・長時間者に対する指導・助言
- ・勤務間インターバル（11時間）確保のための措置
- ・ストレスチェックや心身の健康相談の更なる活用
- ・年次有給休暇を取得しやすい環境の整備

6. 関連する取組み、今後のフォローアップ

- ・在校等時間の把握及び市HPでの公表
- ・学校長の働き方改革に関する取組みを評価する。
- ・毎年度、総合教育会議へ、計画の実施状況を報告する。
- ・地域や保護者の協力が得られるよう、計画について周知を行う。



SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた 豊中市の対応方針について

令和8年（2026年）2月10日
児童生徒課・教育センター

「教育環境の安全性への脅威」および 「重大な人権侵害」と認識

◆学校の認知漏れ

- ・ 拡散されて初めて発覚するケースがあり、既存のアンケートや相談体制が SNS 空間のトラブルを捕捉しきれていないとの認識が必要。

◆暴力の二重構造

- ・ 物理的な「直接的暴力」に加え、SNS 拡散による「デジタルの暴力（精神的苦痛の永続化）」という二重の被害が発生。
- ・ 暴力事案を「笑い」等の対象（コンテンツ）と捉えている背景があり、子どもや大人のモラル意識および人権侵害をしていることの認識の欠如。

◆ネットリンチの連鎖（社会全体の情報モラルの欠如）

- ・ 加害者への過度な特定・攻撃（ネット私刑）が新たな法的トラブルを生んでおり、教育現場の指導範囲を越えた混乱を招いている。

児童生徒の安全・安心を確保することを第一とする対策

「生命の尊重」「自己肯定感」「善悪の判断」「ともに生きる力」を
学校のすべての教育活動で取り組む人権教育の推進を基盤とする

①見過ごされている暴力行為・いじめがないかの緊急確認（3学期中実施）

★既存のいじめアンケートに加え、「SNS上で暴力的な投稿を目にしたか」「撮影を強要されていないか」等の項目を追加したアンケートの実施を各校に依頼。

②いじめ対応の継続 及び 適切な警察等の関係機関と連携した対応

- ・暴力行為いじめは決して許されないものであり、暴行罪や傷害罪などの犯罪行為に該当し得ることを踏まえた児童生徒全体への指導を改めて各校に依頼（発達段階に応じた実効的な指導）。
- ・犯罪性の高い暴力行為など警察等と連携した対応が必要な事案が生じた場合、学校の方針として躊躇なく連携し対応を行うことの再確認およびその明確化。

③「豊中市立小中義務教育学校における携帯電話の取扱いに関する方針」の再周知

★同方針に基づき、本市においては、児童生徒の携帯電話・スマートフォンの持ち込みは原則禁止であることを改めて各校に周知し、管理及び指導体制の確認を各校に依頼。

児童生徒の安全・安心を確保することを第一とする対策

④相談窓口の周知徹底及び児童生徒が声を上げやすい環境整備

- ★豊中市、大阪府などの相談窓口を一覧にまとめ、学校を通じて児童生徒へ周知。
- ★教育ダッシュボード（R7モデル校実施、R8全校導入）において、児童生徒アンケート等を活用し、心の変化の把握や安心安全が損なわれている可能性の高い児童生徒の早期発見・早期対応を行う。

⑤タブレット活用ルールと情報モラル教育の再徹底（3学期中実施）

- ★「タブレット活用のルール」の再周知・徹底の依頼。
 - ・暴力行為やいじめ行為を動画に撮る・残す・拡散する行為は加害行動であることの明確化。
 - ・情報モラル教育関連資料の再周知。
 - ・保護者への注意喚起と情報モラル意識の向上の啓発。
- ★教育センター外向けHPに文科省情報モラル教育関連サイトリンクを表示。
- ★情報モラル教育に関する市内好事例の周知。
 - ・デジタル・シティズンシップの観点での教育の充実。
（メディアバランスへの配慮も含め、児童生徒自身が自律的に考えながらデジタル社会の良き担い手になるための力の育成）



子どもの主体的な放課後の居場所づくりについて

令和8年(2026年)2月10日
学び育ち支援課

【子どもの居場所づくりにおける市長部局と教育委員会の関係性について】

教育委員会等に対する事務委任及び補助執行に関する規則

第2条 次に掲げる事務は、教育委員会に委任する。

- (1) 放課後こどもクラブ事業に関すること。
- (2) 放課後こどもの居場所づくり事業に関すること。

こどもの居場所づくりは、市長部局が包括的に第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画（以下「第3期こどもすこやか育みプラン・とよなか」）に基づき目標設定と進捗管理を行いつつ、放課後のこどもの居場所づくりについては、教育振興基本計画・教育行政方針が連動して施策を推進しています。

所管課：教育委員会事務局学び育ち支援課

【放課後等の児童の居場所づくりのさらなる強化について】

第3期こどもすこやか育みプラン・とよなかの基本理念において「こどもの人権の尊重」に向け「特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることを大切に」することが掲げられています。

また、第6章「学校を拠点とした放課後の児童の居場所づくりの充実」のめざす姿では「すべての小学校就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる」こととしています。

これまでの施策展開のなかで、放課後こどもクラブ事業では、入会要件をこども園・保育所等と統一して「小1の壁」を解消し、クラブ室の確保など、居場所としての量・質の向上を図るとともに、校庭開放の全校実施や放課後学習の実施をとおして、放課後の児童の居場所の充足・充実に取り組みました。

今後の居場所づくりのさらなる強化策として、

①子どもたちの「思いや意見」に基づいた、②「多様な体験・活動を行うことができる」場の創設が考えられます。

本市におけるこれまでの放課後関連の取り組み① 放課後こどもクラブ

■ 保護者の負担を軽減～2つのゼロ～

1 小1の壁ゼロ(R8～)

ゼロ
0

待機児童ゼロ
R8からこども園と入会要件を統一します。

待機児童がない市町村の
全国割合：77.7%(1,354/1,741)

2 DXで手書きゼロ



デジタル化で全ての手続を電子申請で完結。利用時間の確認や、連絡帳も電子化

利用手続きの一部・全部をオンライン化している市町村の全国割合：14.3%

■ 学校が休みの日も安心サービス

1 長期休みと土曜は、朝8時から開設



春・夏・冬休みは、7時からクラブが開設する時間までの間、見守り事業も利用可能

2 春・夏・冬休みの昼食提供(日替わり)



ネットショップで購入できます。当日クラブで直接受け取るだけ

長期休暇期間に昼食を提供しているクラブ数の全国割合：43.0%

3 日曜・祝日・年末のお仕事も安心

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
27	28	29	30	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10

2箇所で開催
全てのクラブの児童が利用できます。

日曜日・祝日に開所しているクラブ数の全国割合：3.8%

■ 児童の成長サポート（充実の空間・時間）

1 ゆったり過ごせる空間



1室概ね40人在籍に向け取組中（一部賃貸物件も活用）

登録児童数が40人以下の支援単位数の
全国割合：58.2%(22,070/37,871)

2 校庭で外遊び



宿題・室内遊びの時間の後、校庭で外遊びができます。

学校敷地内で実施するクラブ数の
全国割合：51.3%

3 全クラブで平日19時まで開設



※17時以降も保護者不在の場合に利用可能

18:30を超えて開所しているクラブ数の
全国割合：61.7%

■ （さらに）民間委託のクラブでは

1 習い事サービス（放課後Select）



オプションサービスとして、クラブ室で習い事ができます。

全国実施割合：こども家庭庁「放課後児童健全育成事業実施状況調査結果」及び「放課後児童クラブにおけるDX推進状況調査」より独自に算出

2 20時までの特別延長と夕食提供



お仕事が遅くなる場合も安心。特別延長ではクラブでの夕食も選択可能（※事前予約制）

校庭開放（校庭で遊ぼう！）

目的：学校施設を活用し、放課後等に自主的に自由に遊ぶ居場所を提供

開始年度：平成28年度（モデル校から段階的に拡充、令和6年度から全校で実施）

対象：小学生（全学年）

実施場所：校舎内の校庭や体育館等

実施日：平日の放課後、冬季及び春季休業日

（土日、夏季休業日、年末年始、学校閉庁日を除く）

実施時間：月、火、木、金曜日 15時30分～17時

水曜日 14時30分～17時

冬季・春季休業日 9時～11時45分、13時30分～17時

【参考：1校 1日あたり平均利用児童数 約40人】



放課後の学習支援事業

目的 : 居場所の確保と学習習慣の定着及び学習理解度の向上

開始年度 : 令和6年度

対象 : 小学生（5年生、6年生）

実施場所 : 校舎内の特別教室等を活用

実施日 : 2～3学期の水曜日の放課後

実施時間 : 概ね14:30～16:45の間
(45分×2コマ+10分休憩)

実施科目 : 国語、算数、一部学校で英語

【参考 : 登録児童数 695人 5・6年生全体の約9.2%】



とよなか地域子ども教室(放課後子供教室)

目的 : 小学校区単位で地域の大人たちと交流しながら体験活動や文化活動を行う

開始年度 : 平成16年度

対象 : 小学生 (全学年)

実施場所 : 主に学校施設内

(32校区で実施 令和7年12月現在)

実施日 : 平日の放課後や週末など

主な活動内容 : 工作教室、演劇/ダンス教室、

囲碁/将棋教室、防災教室、

野球、サッカー、バスケットボール、卓球教室など

【参考 : 延べ参加児童総数 36,678人 実施回数 1,132回

(※ 1校あたり月平均開催回数 : 3回 1回あたり平均利用児童数 : 約32人)】



事業目的

子どもたちの意見をもとに多様な学び・体験を得る場を構築し、
学校施設を全児童の居場所として機能させることで、
子どもたちの健全な育成を支援することを目的とします。
さらに、地域全体で子どもの成長を支える社会教育体制を構築することをめざします。

コンセプト

- 子ども自身の「やりたい！」を実現する場を安全な学校内で、全学年を対象として提供
- 市が発掘する地域人材が「市民先生」となり、サークル活動のように楽しく「多様な学び・体験」の機会を提供
- 子どもたちの創造性を育み、未来を担う人材育成に貢献

事業メリット

- こどもの意見が起点の居場所づくり
- ただ時間を過ごすだけの居場所ではなく、習い事でもない、こどもの「やりたい！」を叶えるサークル活動
- 児童館のように、特定公共施設近隣のこどもだけでなく、安全安心な小学校内で全校区で楽しい居場所を展開

放課後アフタースクール事業（放課後ジュニアサークル事業）構想について②

構想・将来像(案)の策定予定

- ☑ 学校を拠点とした放課後等の児童の居場所づくり
モデル構築支援業務委託(R7.11月)
- ☑ 市内4校の児童・保護者へ、放課後の過ごし方についての
アンケート調査(R8.1月) 対象校：北丘、東丘、泉丘、豊島西
- ☑ 千里わかば学園となる2校で、意見聴取ワークショップを実施(2/7実施)
- ☑ 学校・地域関係者ヒアリング(2月～3月上旬)
- ☑ 構想・将来像(案)作成(3月下旬)

【アンケート質問例・児童向け】

- Q. 放課後の時間(放課後こどもクラブなどで過ごす時間も含む)は楽しみですか。
- Q. 放課後の時間に自分がやりたいことをできていますか。
- Q. 自分の家以外で放課後に行きたいと思える(落ち着く)場所がありますか。
- Q. 放課後の時間にどんなことがしてみたいですか。
→児童のありのままの気持ち・意見を聴く

【アンケート質問例・保護者向け】

- Q. お子さまにとって、どのような放課後の過ごし方が理想だと思いますか。
- Q. お子さまが放課後どのようなことをやりたいか把握していますか。
- Q. お子さまが放課後に自分がやりたいことをできていると思いますか。
→保護者と児童の意識差を測る

泉丘小学校の保護者の皆様へ

放課後の子どもの居場所に関するアンケート調査のお願い

豊中市では、「豊中市子ども健やか育み条例」に基づき、子どもの思いや意見を尊重し子どもにとって最もよいことは何なのかを子どもと共に考えることに取り組んでいます。これまで、放課後の児童の居場所づくりについて、放課後こどもクラブのほか、校庭開放や5・6年生の放課後学習、地域こども教室等に取り組んで来ましたが、放課後の過ごし方について、お子さまたちがどのように感じておられるか、また保護者の皆さまの視点で、どのように感じておられるか、アンケートでお声をお聞かせいただきたく存じます。アンケート結果は、お子さまの意見に基づいた放課後の子どもの居場所づくりの研究に活用してまいります。



保護者の方へのお願い

アンケートへの回答をお願いします(所要時間15分程度)

<アンケートの進め方>

回答は一人のお子さまにつき1回となっております。
複数のお子さまがいらっしゃる場合は、お一人お一人分けて別々にご回答ください。

①保護者の方にてお子さまと一緒に右の二次元コードから
アンケートフォームへアクセス
(<https://forms.office.com/r/x2jM2Aix58>)



②設問1～17 お子さまにてご回答



③設問18以降 保護者の方にてご回答
(設問24～27はお子さまへ確認頂きながら回答をお願いいたします)



フォームはこちら

<アンケートでお聞きする内容>

- ・お子さまの放課後の過ごし方の現状
- ・放課後の時間を活用した体験活動のニーズ

※体験活動とは
子どもたちにとって新たな気付きや学びとなる活動のこと



放課後アフタースクール事業（放課後ジュニアサークル事業）構想について③

【2/7(土)】ワークショップ「おしえて みんなの楽しい放課後」について

- 多目的室内に遊びや体験のブースを設置し、新たな放課後を模擬体験
- 子ども会議の時間に、グラフィックレコーディングで意見をビジュアル化

子ども会議での質問内容

- ・みんなにとって、放課後の時間はどう感じる？
- ・放課後の時間が、もっとこうなったらいいなと思うことはある？
- ・放課後の時間にやってみたいことを教えて！



みんなは放課後の時間にどんなことをして過ごしたい？
 このワークショップでは、色々なあそびや体験をしながら、みんなが「楽しい！」と思う放課後について、みんなの意見をおしえてほしいと思います。この意見は、豊中市が取り組む「子どもの意見に基づく放課後の子どもの居場所づくり」のこれからの参考にさせていただきます。たくさんのお声を聞かせてね！



当日のブース

ブースであそびながら、みんなのアイデアや想いをきかせてね！

<p>子どもの会議</p> <p>※当日申し込みあり</p>	<p>謎解き</p>	<p>工作</p>
<p>スポーツ</p>	<p>自由あそび</p>	<p>ゆったりスペース</p>

※当日の内容と異なる場合がございます。

ご応募はこちら

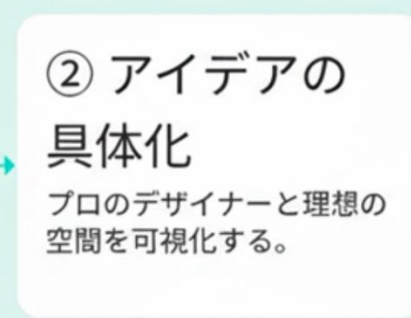
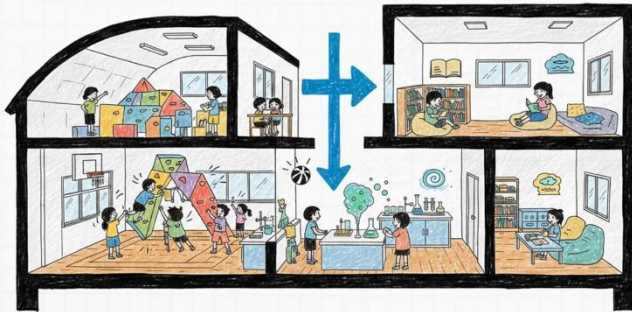
応募締め切り

1月30日(金) 23:59

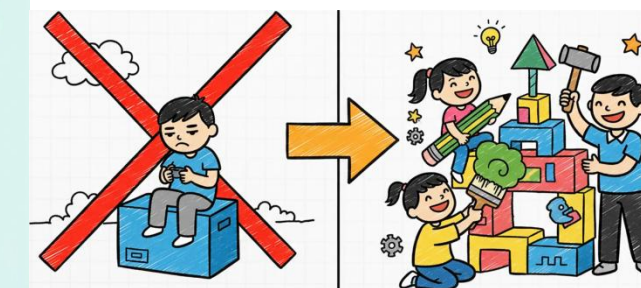
https://t.me/s/office_of_tico.com/#/X9k6326B

放課後アフタースクール事業（放課後ジュニアサークル事業）構想について④

放課後に移動の必要がなく、安全性に優れ、多様な活動に適した設備や空間がある学校施設を最大限に活用



子どもたちが、居場所の単なる「出席者・ユーザー」ではなく、市民先生と一緒に「共同プロデューサー」として活躍できる場に



放課後アフタースクール事業（放課後ジュニアサークル事業）構想について⑤

【他市事例】

千葉市（千葉県）平成28年(2016年)度～

南あわじ市（兵庫県）令和元年(2019年)度～

鎌倉市（神奈川県）令和3年(2021年)度～

つくば市（茨城県）令和7年(2025年)4月から沼崎小学校をモデル実施開始

小山市（栃木県）令和7年(2025年)9月から「放課後カラフルタイム」としてモデル実施開始

【受益者負担について】

自治体間で差あり

千葉市 3,500円/月、南あわじ市 5,000円/月、鎌倉市 無料（ただし体験プログラムごとに別途徴収）

つくば市 3,000円/月、小山市 モデル実施期間に限り無料（保険料800円/年）本格実施後は不明

【放課後児童クラブ（豊中市は放課後こどもクラブ）との関係性について】

ケース①：統合・一体的運営形式

メリット＝両事業の児童が分断されない。スタッフを一体的に配置

デメリット＝制度設計が複雑。放課後児童クラブの補助金申請対象額の切り分けが困難

ケース②：分離型（児童クラブから体験活動に自由に参加）

メリット＝制度設計が容易。指導員の雇用形態の現状維持が可能。財源が明確

デメリット＝両事業の児童の分断。スタッフ配置の効率低下